

令和元年9月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成31年(行コ)第45号 滞納処分取消等請求控訴事件
(原審・大津地方裁判所平成28年(行ウ)第26号)
口頭弁論終結日 令和元年7月4日

判 決

控 訴 人
同訴訟代理人弁護士
同
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人
同代表者法務大臣
処 分 行 政 庁

被控訴人指定代理人
同
同
同
同
同

浅 野 則 明
尾 崎 彰 俊

国 合 克 行
草 津 税 務 署 長
野 原 久 照
金 川 誠
市 谷 諭 史
油 野 将 人
上 松 瀬 茂 樹
田 中 久 恵
森 本 秀 章

主 文

- 1 原判決主文第2項中、処分行政庁が平成28年2月18日付けでした配当処分及び同月17日付けでした預金差押処分の各取消請求を棄却した部分を取り消し、同請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 原判決主文第2項中、次項の控訴人の予備的請求を棄却した部分を取り消す。

- 3 被控訴人は、控訴人に対し、2万4404円を支払え。
- 4 控訴人のその他の本件控訴を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを60分し、その59を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 6 この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2(1) 処分行政庁が、控訴人に対して、平成28年2月18日付けで行った株式会社〇〇銀行〇〇支店から受け入れた10万0308円を控訴人の滞納に係る平成14年度所得税17万0222円に配当した処分を取り消す。
(2) 処分行政庁が、控訴人の滞納に係る(1)記載の税金の徴収のために平成28年2月17日に原告名義の銀行預金債権(株式会社〇〇銀行〇〇支店・普通預金〇〇〇〇〇〇)に対してした預金差押処分を取り消す。
(3) 被控訴人は、控訴人に対し、22万4404円及びこれに対する平成28年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 控訴の趣旨2(1)についての選択的請求
処分行政庁が、平成28年2月18日付けでした株式会社〇〇銀行〇〇支店から受け入れた10万0308円を控訴人の滞納に係る平成14年度所得税17万0222円に配当した処分は無効であることを確認する。
- 3 控訴の趣旨1(3)についての予備的請求
被控訴人は、控訴人に対し、2万4404円及びこれに対する平成28年2月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分行政庁が控訴人の株式会社〇〇銀行(以下「〇〇銀行」という。)〇〇支店に対する10万0308円の預金債権(以下「本件預金債権」という。)

あり、本件預金口座の過去1年間の入出金履歴が添付されていた。統括官は、本件預金口座に対し、複数の会社から定期又は不定期の振込みがあり、わずかの例外を除きそれ以外の入金はないことを把握した」と改める。

(2) 原判決32頁17行目及び24行目から25行目にかけての「振り込み」をいずれも「振込み」と、21行目の「振り込みが」を「振込みが不定期に」とそれぞれ改め、26行目の「こととした。」の次に統括官は、直接控訴人の給料債権を差し押さえることも考えたが、その場合には控訴人の雇用関係に影響が出ることを懸念し、直接給与債権を差し押さえるのではなく、給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を再度差し押さえることを選択した。」を加える。

(3) 原判決33頁12行目の「振り込み」を「振込み」と、13行目及び14行目の「引き出され」をいずれも「払い戻され」とそれぞれ改める。

3 争点(3) (国家賠償請求の成否) について

(1) 給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、給料等が受給者の預金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、国税徴収法は、76条1項で給料等について、同条2項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定はない。また、滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予(同法151条)又は滞納処分の停止(同法153条1項2号)を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。

しかし、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合で

あっても、同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

(2) 本件預金口座への入金としては、わずかの例外を除くほか、就労先からの給与であり、統括官は、銀行からの回答書に添付された過去1年間の入出金履歴によりこのことを把握していた(前記認定事実ア(i))のであるから、統括官は、本件預金口座が主として給与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認される。その上で、統括官は、上記入出金履歴により、平成27年7月以降、本件預金口座に対し、毎月15日前後に「」から給料が振り込まれていること及び先行差押処分にあたって行われた銀行調査の際に取得した平成28年1月分の取引明細により、同月15日にも「」からの給料の振込みがあることを確認し、同年2月15日にも、本件預金口座に対し「」からの給料が振り込まれる可能性があるほか、上記取引明細により、新たに「」からの給料の振込みが不定期に行われていることが判明したことから、同社からの給料についても本件預金口座に振り込まれる可能性があると判断し、本件預金口座に給料の振込みがあることを想定した上で(前記認定事実ア(オ)、(カ)及び(キ))、直接控訴人の給料債権を差し押さえることも考えたが、その場合には控訴人の雇用関係に影響が出ることを懸念し、直接給与債権を差し押さえるのではなく、その代わりに給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を再度差し押さえることを選択することとし、上席に対し、同月15日から19日までの間に本件預金口座に係る預金債権の差押えをするよう指示し(前記認定事実ア(ク))、上席は、同月17日、本件差押処分を行った(前記認定事実ア(ク))。そして、本件預金口座の

入出金履歴からすれば、[]又は[]から支給される給与については多くとも二十数万円程度であると見込まれるところ、本件差押処分時における本件滞納国税の金額が、本税と延滞税を合わせて17万円余りに上っていた（前記前提事実(4)ウ）のであるから、同月15日以後に本件預金口座に対する差押処分をした場合には、同日に控訴人に支給される給与債権それ自体を差し押さえたとすれば差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があり、[]統括官も、本件預金口座の入出金履歴を把握していた（前記認定事実(1)イ）のであるから、その可能性を認識していたと推認される。

本件差押処分直前の本件預金口座の入出状況をみると、前記前提事実(3)のとおり、平成28年2月4日、先行差押処分及びその後の取立てにより口座残高が零円となった後、同月12日、預金利息として1円が振り込まれ、口座残高は1円となり、同月15日、本件給与の控除後の支給額19万4879円が振り込まれ、口座残高は19万4880円となった。他方、同月15日及び16日に携帯電話料金の引き落としや預金の払戻し等により同月16日の口座残高は10万0308円となった。そうすると、本件差押処分当時における本件預金債権10万0308円のうち10万0307円が[]からの給与を原資とするものであり、正に、[]統括官の想定した事態が実現したことが認められる。

以上の事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるといことができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

- (3) しかし、前記(1)のとおり、給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権にな

ること、国税徴収法は、76条1項で給料等の債権について、同条2項で給与等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定もなく、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合があるか、また、これが肯定されとしても、どのような場合に違法となるかについて、法律解釈についての見解や実務上の取扱いは分かれていて、そのいずれについても相応の根拠が認められることを考えると、処分行政庁（[]統括官その他の徴税職員）において、本件差押処分が違法になることを予見し、又は予見すべきであったということはできない（最高裁昭和42年（オ）第692号同46年6月24日第一小法廷判決・民集25巻4号574頁等参照）。したがって、処分行政庁（[]統括官その他の徴税職員）において、本件各処分を行ったことにつき国家賠償法1条1項にいう過失があったということはできない。

したがって、控訴人の国家賠償法1条1項に基づく請求は理由がない。

4 争点(4)（不当利得返還請求の成否）について

- (1) 前記3のとおり、本件差押処分は、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、国税徴収法76条1項及び2項の趣旨に反するものとして違法であると認められる。

被控訴人は、本件差押処分には、その処分当時、国税徴収法76条1項により差押えが禁止される範囲を差し押さえたという瑕疵があったとしても、その後、控訴人が[]及び[]からそれぞれ給料等の支給を受けたことにより、同項柱書後段所定の同一の期間についてみれば、給与生活者の最低生活を維持するという趣旨が損なわれない状態に至ったといえることができ、本件差押処分時に存在した上記瑕疵は治癒したものと評価できると主張する（争点(2)ウ（本件預金債権の差押えの違法性が事後的

に治癒されたか)についての主張)。

しかし、被控訴人の上記主張は、[redacted]及び[redacted]
[redacted]給料等の債権を順次差し押さえたことを仮定するものであり、本件
とはその前提を異にするものである上、上記主張によれば、少なくとも[redacted]
[redacted]や[redacted]給料等が振り込まれるまでは、給
与生活者の最低生活を維持するという同条1項及び2項の趣旨を没却する結果
を招いたことが明らかである。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 本件給与に係る差押禁止額の合計は、15万6000円となること、本件
給与に係る差押可能金額は、23万1000円から15万6000円を控除し
た7万5000円となる(前記前提事実(2)キ)。本件各処分は、10万0308
円を対象とするものであるところ、本件預金債権中、本件給与により形成され
た部分(10万0307円)のうち差押可能金額(7万5000円)を超える
部分は、2万5307円である。

そうすると、被控訴人は、上記2万5307円については、これを保有すべ
き不当利得法上の法律上の原因を有しないこととなるから、これを控訴人に返
還すべき義務を負うというべきである。ただし、控訴人が本訴において不当利
得として主張する金額は2万4404円であるから、当裁判所が不当利得とし
て認容し得る金額は2万4404円にとどまる。

なお、控訴人は、被控訴人(処分行政庁)が悪意の受益者であると主張する
が、本件差押処分に至る経緯等(前記認定事実ア)にかんがみると、[redacted]統括
官その他の徴税職員において、本件差押処分が違法であって本件各処分によっ
て取り立て配当された金員を保持し得る法律上の原因を欠いているとの認識を
有していたとは認めるに足る証拠はない。したがって、控訴人の上記主張は
採用することができない。

5 結論

以上の次第で、本件訴えのうち本件配当処分及び本件差押処分の取消しを求
める部分並びに本件配当処分の無効確認を求める部分はいずれも却下し、国家
賠償法1条1項に基づく請求(主位的請求)は棄却し、不当利得返還請求権に
基づく請求(予備的請求)は、被控訴人に対し、2万4404円の支払を求め
る限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却す
べきである。以上と異なる原判決は一部失当である。

よって、原判決中、本件配当処分及び本件差押処分の各取消請求を棄却した
部分及び不当利得返還請求権に基づく2万4404円の請求を棄却した部分を
取り消し、本件訴えのうち本件配当処分及び本件差押処分の取消しを求める部
分をいずれも却下し、不当利得返還請求権に基づく請求は、2万4404円の
支払を求める限度で認容し、その余の本件控訴を棄却することとして、主文の
とおり判決する。なお、仮執行免脱宣言は相当でないので、これを付さないこ
ととする。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 中 村 也 寸 志

裁判官 高 橋 善 久

裁判官 山 口 浩 司



これは正本である。

令和元年9月26日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 鈴木 悠 畢

